独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	三井化学株式会社		コード	4183
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて現任の独立社外取締役 黒田由貴子氏、馬田一氏及び吉丸由紀子氏の再任議案が付議されるため。 また、独立社外取締役吉丸由紀子氏の独立性に変更があったため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	黒田　由貴子	社外取締役	○										○					有
2	馬田　一	社外取締役	○													○		有
3	吉丸　由紀子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	新保　克芳	社外監査役	○													○		有
5	徳田　省三	社外監査役	○										△					有
6	藤塚　主夫	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	黒田由貴子氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの取締役・ファウンダーを兼職しています。 当社は、2018年度及び2019年度に同社に対し、ファシリテーション研修業務を委託しておりますが、当社がこの研修業務の対価として同社に支払った金額は、いずれも同社の当該事業年度の売上高の1%未満と僅少です。	黒田由貴子氏は、当社の「独立社外役員の独立性基準」の各基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員にしています。
2		馬田一氏は、当社の「独立社外役員の独立性基準」の各基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員にしています。
3	吉丸由紀子氏は、2018年6月まで株式会社ニフコの執行役員を務めておりました。 当社は、2017年度、2018年度及び2019年度に同社に対し、当社製品を販売しておりますが、当社がこの対価として当社が受け取った金額は、当社の各事業年度の売上高の１%未満と僅少です。	吉丸由紀子氏は、当社の「独立社外役員の独立性基準」の各基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員にしています。
4		新保克芳氏は、当社の「独立社外役員の独立性基準」の各基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員にしています。
5	徳田省三氏は、2017年6月まで有限責任あずさ監査法人のシニアパートナーを兼職しておりました。 当社は、2017年度、2018年度及び2019年度に同法人に対し、コンサルティング業務等を委託しておりますが、当社がこの業務の対価として同法人に支払った金額は、いずれも同法人の当該事業年度の売上高の１%未満と僅少です。	徳田省三氏は、当社の「独立社外役員の独立性基準」の各基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員にしています。
6		藤塚主夫氏は、当社の「独立社外役員の独立性基準」の各基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員にしています。

4．補足説明

当社の「独立社外役員の独立性基準」の詳細は別添のとおりです。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。

（ご参考）

別添資料

独立社外役員の独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

（１）現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役員、理事部長等業務を執行する社員）であった者

（２）当社を主要な取引先（＊）とする者又はその業務執行者
　＊当該取引先が過去３事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の２％以上の支払いを当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。

（３）当社の主要な取引先（＊）又はその業務執行者
　＊当社が過去３事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の２％以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去３事業年度のいずれかにおいて、総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。

（４）当社の大株主（総議決権の１０％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者

（５）当社が大株主（総議決権の１０％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者

（６）当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者

（７）当社から過去３事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間１，０００万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体に所属する者）

（８）当社から過去３事業年度のいずれかにおいて年間１，０００万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者である者）

（９）近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記（１）から（８）までのいずれかに該当する者

（１０）過去３年間において、上記（２）から（９）までのいずれかに該当していた者

（１１）前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以　上